

○南砺市合掌造り等活用施設条例

平成21年3月25日
条例第1号

(設置)

第1条 国指定史跡越中五箇山相倉集落及び越中五箇山菅沼集落内の貴重な合掌造り家屋を保存活用するため、南砺市合掌造り等活用施設(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧図書家	南砺市相倉710番地1
旧竹森家	南砺市相倉173番地2
旧東山家	南砺市相倉817番地
旧窪田家	南砺市相倉126番地1
旧高田家	南砺市相倉344番地
旧高田家土蔵	南砺市相倉247番地
旧野宇家	南砺市菅沼177番地
旧中井家	南砺市菅沼529番地
旧真井家板倉	南砺市菅沼902番地

(指定管理者による管理)

第3条 施設の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用に係る利用料金の収納に関する業務
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して3年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ南砺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と協議のうえ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設の設置目的に反し、管理運営上不適当であると認めるとき。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、施設の管理上特に支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用目的以外のことに利用し、又は利用権を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の承認)

第9条 利用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会と協議のうえ承認を受けなければならない。

(利用許可の変更及び取消し)

第10条 施設の利用に際し、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に損害を生じても市又は指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) [この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により利用の許可を受けたとき。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、指定管理者が管理上特に支障があると認めるとき。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、[別表](#)に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用者が規則に定める期間内に利用の取り消しを申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、施設の利用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して指定管理者及び教育委員会の点検を受けなければならない。

2 [前項](#)の原状回復は、利用者が[第10条](#)の規定により利用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第15条 利用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第16条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 [この条例](#)は、平成21年4月1日から施行する。
(国指定史跡越中五箇山相倉集落及び越中五箇山菅沼集落内の南砺市所有建物貸与条例の廃止)
- 2 国指定史跡越中五箇山相倉集落及び越中五箇山菅沼集落内の南砺市所有建物貸与条例(平成16年南砺市条例第107号)は、廃止する。

(指定管理者の管理の期間の特例)

- 3 [第5条](#)の規定にかかわらず、旧野宇家、旧中井家及び旧真井家板倉について平成20年度に指定を受けた指定管理者が管理を行う期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間とする。

(利用料金の特例)

- 4 [第11条](#)の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの旧図書家及び旧東山家の利用料金は、年間10万円とする。

附 則(平成23年9月26日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(第28条、第38条及び第58条の規定を除く。)による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用等に係る利用料金等について適用し、同日前の利用等に係る利用料金等については、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

利用目的	期間	利用料金	摘要
営利	1年	205,710円	店舗、事務所等
非営利	1年	123,420円	住居、研修、研究等

備考 利用期間が1年に満たない場合の利用料金は、月割りをもって算定した額とし、算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。